

国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程

平成16年度九大就規第16号  
 制定：平成16年 4月 1日  
 最終改正：令和 5年 5月29日  
 （令和5年度九大就規第9号）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学有期契約職員就業規則（平成16年度九大就規第6号。以下「有期契約職員就業規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する有期契約職員の給与に関する事項について定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 有期契約職員の給与の種類は、日給又は基本年俸、諸手当及び年度一時金とする。

2 諸手当は、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、救急勤務医確保手当、研修手当、別府病院支援配置手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、有期契約職員が特別な業務に従事した場合に一時金を支給することがある。

（給与の計算期間及び支給日）

第3条 第9条第1項各号の適用を受ける有期契約職員（以下「第9条第1項適用者」という。）の給与の種類、給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
日給 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 研修手当 特地勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日。以下「支給日」という。）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
年度一時金		各事業年度の3月の支給日（ただし、事業年度中途に退職し、又は解雇された場合には、当該退職日若しくは解雇された日の属する月又は当該

	月の翌月の支給日)
--	-----------

2 第9条第2項の適用を受ける有期契約職員（以下「第9条第2項適用者」という。）の給与の種類、給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額（基本年俸を12で除した額。以下同じ。） 通勤手当 救急勤務医確保手当 別府病院支援配置手当	一の月の初日から末日まで	その月の支給日
特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当	一の月の初日から末日まで	翌月の支給日

（給与の支払）

第4条 給与は、その全額を通貨で直接有期契約職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、有期契約職員の指定する有期契約職員本人の預貯金口座への振込みによる。

（給与の減額）

第5条 有期契約職員が勤務しないとき（第9条第1項適用者の場合は、定められた1日の勤務時間の一部を勤務しないときをいう。）は、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第6条 前条及び第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条第1項適用者にあつては日給の額を7.75で除して得た額を基礎として算出した額とし、第9条第2項適用者にあつては基本給月額、救急勤務医確保手当及び別府病院支援配置手当の月額合計額を1月の所定労働時間数で除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する特殊勤務手当（夜間看護等手当及び待機手当を除く。）が支給されることとなる勤務に該当する場合の第14条及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第7条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたと

きはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日給及び基本年俸)

第9条 日給は、有期契約職員就業規則第2条別表に定める職名及び業務内容に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 学術研究員、特別教員、医師不足分野等教育指導者 別表1に掲げる額
- (2) テクニカルスタッフ 別表2に掲げる額
- (3) 研修医 別表3に掲げる額
- (4) 事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員 その者を就業通則第2条第1項に規定する教員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員（以下「通則の職員」という。）として採用した場合に受けることとなる基本給及び地域手当又は地域調整手当（以下「地域手当等」という。）の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額

$$\frac{(\text{基本給} + \text{地域手当等}) \times 12}{52 \times 38.75} \times 7.75$$

- 2 有期契約職員就業規則第2条別表に定める者のうち、医員にあつては基本年俸を支給するものとし、その者の医師免許又は歯科医師免許取得後の年数（医師免許及び歯科医師免許のいずれも有する者にあつては、その者が職務を遂行する上で必要不可欠である免許を取得後の年数。以下同じ。）に応じ、別表4に規定する額とする。

(基本給月額を支給)

第9条の2 新たに第9条第2項により基本年俸を決定された有期契約職員（以下「医員（年俸制適用者）」という。）となった者には、その日から基本給月額を支給する。

- 2 医員（年俸制適用者）が退職（死亡の場合を除く。）し、又は解雇されたときは、その日までの基本給月額を支給する。
- 3 医員（年俸制適用者）が死亡したときは、その月まで基本給月額を支給する。
- 4 医員（年俸制適用者）が、次の各号のいずれかに該当するときに、基本給月額を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額は、当該月の現日数から就業通則に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- (1) 第1項又は第2項に該当する場合
- (2) 国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年度九大就規第25号）第3条第1項又は第4条第1項の規定により産前産後休業を開始し、又は産後休業の終了により復職した場合
- (3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額

16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている有期契約職員（雇用期間が3月未満の者及び本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている者を除く。以下この条において同じ。）に支給するものとし、住居手当の月額、次の各号に掲げる有期契約職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている者 家賃の月額から16,000円を控除した額
  - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている者 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 2 新たに住居手当の要件を具備するに至った有期契約職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている有期契約職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 3 住居手当の支給は、有期契約職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 4 有期契約職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 5 住居手当を受けている有期契約職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- （通勤手当）

第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる有期契約職員（雇用期間が1月未満の者を除く。）に支給する。ただし、交通機関、有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の有期契約職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする有期契約職員（第3号に掲げる有期契約職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする有期契約職員（第3号に掲げる有期契約職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする有期契約職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる有期契約職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる有期契約職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる有期契約職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円
ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる有期契約職員 次に掲げる有期契約職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である有期契約職員 第1号及び前号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である有期契約職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である有期契約職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である有期契約職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である有期契約職員 前号に定める額

3 新たに通勤手当の要件を具備するに至った有期契約職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている有期契約職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 通勤手当の支給は、有期契約職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属

する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

- 5 通勤手当を支給されている有期契約職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 6 通勤手当を受けている有期契約職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 7 第3条第1項の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される有期契約職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該有期契約職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（特殊勤務手当）

第12条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事した有期契約職員には、その勤務の実績及び特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表5に定める。

（救急勤務医確保手当）

第12条の2 医員（年俸制適用者）のうち、病院救命救急センターにおいて診療業務に従事する者には、救急勤務医確保手当を支給する。

- 2 救急勤務医確保手当の月額は、50,000円とする。

（研修手当）

第12条の3 研修医（医師法（昭和23年法律第201号）の規定による臨床研修を受ける者に限る。）には、研修手当を支給する。

- 2 研修手当の月額は、90,000円とする。

（別府病院支援配置手当）

第12条の4 医員（年俸制適用者）のうち、九州大学病院（九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）を除く。以下この条において同じ。）での勤務に引き続いて別府病院で勤務するもの（別府病院における採用の日の前日において九州大学病院に引き続き6月以上在職していた者に限る。）には、別府病院支援配置手当を支給する。

- 2 別府病院支援配置手当の月額は、15,000円とする。
- 3 別府病院支援配置手当は、別府病院における採用の日から3年を経過する日までの期間支給する。ただし、業務上の必要により3年を超えて別府病院に勤務する場合は、当該採用の日から5年を経過する日までの期間を限度に支給することができるものとする。

（特地勤務手当）

第13条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設（以下「特地施設」

という。)に勤務する有期契約職員には、特勤手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

2 特勤手当の月額、日給の月額に、特勤施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第14条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った有期契約職員には、当該勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した有期契約職員には、当該勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 就業通則第31条第5項に規定する休日
- (2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

第15条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った有期契約職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第15条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた有期契約職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第16条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた有期契約職員には、その間に勤務した全時間(前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第17条 有期契約職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則(平成16年度九大就規第32号)第2条各号に定める宿日直の区分に応じて

次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

- 3 宿日直は、第14条から第16条までの勤務には含まれない。  
(期末手当)

第18条 期末手当は、雇用期間が引き続き6月以上におよぶ有期契約職員のうち、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する有期契約職員には、期末手当は支給しない。

- (1) 就業通則第39条第1項の規定による育児休業中の者（以下「育児休業者」という。）
- (2) 就業通則第44条第2項第3号の規定による出勤停止となった者（以下「出勤停止者」という。）

- 3 期末手当の額は、基準日現在において、通則の職員であるとした場合に有期契約職員が受けるべき基本給及び地域手当等の月額合計額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 4 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある有期契約職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、雇用期間が引き続き6月以上におよぶ有期契約職員のうち、基準日にそれぞれ在職する者に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日に次の各号のいずれかに該当する者には、勤勉手当は支給しない。

- (1) 育児休業者
- (2) 出勤停止者

- 3 勤勉手当の額は、基準日現在において通則の職員であるとした場合に有期契約職員が受けるべき基本給及び地域手当等の月額合計額に、有期契約職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における有期契約職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95



5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(年度一時金)

第19条の2 年度一時金は、第9条第1項第3号又は第4号により日給を決定された有期契約職員に支給する。

2 年度一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額とする。この場合の額の計算は、有期契約職員として事業年度毎に退職等をしたものとみなして行う。

(1) 第9条第1項第3号により日給を決定された有期契約職員 日給の21日分に相当する額に、国立大学法人九州大学職員退職手当規程(平成16年度九大就規第27号。以下「職員退職手当規程」という。)第3条及び第5条の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額

(2) 第9条第1項第4号により日給を決定された有期契約職員 第9条第1項第4号の基本給に、職員退職手当規程第3条及び第5条の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額

3 第1項の規定にかかわらず、有期契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、年度一時金は支給しない。

(1) 当該事業年度の勤続期間が6月未満の場合(業務上の傷病又は死亡により退職する場合及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)途上における傷病又は死亡により退職する場合を除く。)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合で、雇用契約を継続することが困難になったことにより解雇された場合

(3) 有期契約職員就業規則第16条第1号に規定する懲戒解雇をされた場合

4 前項第1号の勤続期間の計算においては、職員退職手当規程第9条第1項、第2項及び第5項(第1号及び第3号を除く。)の規定による勤続期間の計算を準用するものとする。

(適用除外)

第20条 第9条第1項第1号及び第2号により日給を決定された者については、第10条、第12条から第13条まで及び第17条から第19条までの規定は適用しない。

2 第9条第1項第3号により日給を決定された者については、第10条、第18条及び第19条の規定は適用しない。

3 医員（年俸制適用者）については、第10条、第12条の3、第13条、第18条及び第19条の規定は適用しない。

（個別契約）

第21条 九州大学特命教授規程（平成16年度九大規程第33号）で定める特命教授その他この規程により難い者については、個別の契約により定める。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当は、当該事業年度の分を3月21日（ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日）に支給する。

3 第12条に規定する特殊勤務手当として、別表4に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位	
救急診療手当	九州大学病院で診療業務に従事する有期契約職員が、休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	休日（8時00分から18時00分まで）	13,570円	1回
		夜間（18時00分から8時00分まで）	18,659円	
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する有期契約職員及び医療職基本給表を適用して日給を決定された有期契約職員が、分娩に係る業務に従事したとき。	医師（当該分娩に従事する者2名まで）	3,000円	1分娩
		助産師（当該分娩に従事する者2名まで）	2,000円	

(2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門研修医指導手当	九州大学病院で診療業務に従事する有期契約職員が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1事業年度

(3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位	
周産期医療	九州大学病院で診療業務に従	医師	50,000円	1事業年

従事者指導 手当	事する有期契約職員及び医療職基本給表を適用して日給を決定された有期契約職員が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	助産師、看護師	30,000円	度
-------------	--	---------	---------	---

附 則（平成16年度九大就規第48号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第19号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（基本給についての経過措置）

第2条 平成18年3月30日又は平成18年3月31日（以下、これらの日を「施行日前日」という。）に雇用期間が満了した有期契約職員のうち、施行日に有期契約職員として雇用され、第9条第4号の規定により日給の額を算出される者で、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる額により同号の規定を適用する。

- (1) 施行日において通則の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額が、施行日前日において平成17年12月1日に施行した国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年度九大就規第8号。以下「平成17年度施行職員給与規程」という。）を適用したものとみなした場合の基本給月額（以下「平成17年度改正後基本給月額」という。）に達しない者 平成17年度改正後基本給月額
- (2) 施行日以後において通則の職員として採用した場合に受けることとなる基本給調整額の調整基本額が、施行日前日において平成17年度施行職員給与規程を適用したものとみなした場合の調整基本額に達しない者 改正後の規定による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは切り捨てた額）を加えた基本給調整額

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

（退職手当についての経過措置）

第3条 施行日前日に雇用期間が満了した有期契約職員で、施行日に有期契約職員として雇用され、施行日以後に第21条の規定により退職手当を支給するもののうち、同条第2項第2号に規定する基本給が施行日前日における基本給に達しないものについては、施行日前日の基本給により、同号の規定を適用する。

附 則（平成18年度九大就規第25号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大就規第9号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第16号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第7号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第12号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第25号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第8号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第21号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第31号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第21号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大就規第16号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（基本給月額についての経過措置）

第2条 平成27年3月31日（以下「施行日前日」という。）に雇用期間が満了した有期契約職員のうち、施行日に有期契約職員として雇用され、この規程による改正後の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程第9条第4号の規定により日給の額を算出される者で、施行日において通則の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額が、施行日前日における国立大学法人九州大学職員給与規程を適用したものとみなした場合の基本給月額（以下「平成26年度改正後基本給月額」という。）に達しない者については、平成30年3月31日までの間、平成26年度改正後基本給月額により同号の規定を適用する。

附 則（平成27年度九大就規第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第17号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第30号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第32号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成30年度九大就規第29号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第17号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第34号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において、この規程による改正前の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（以下「旧規程」という。）第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員（第3条に掲げる職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（以下「新規程」という。）第10条第1項の規定にかかわらず、旧規程により支給されていた住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 新規程第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から新規程第10条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(住居手当に関する経過措置の適用除外職員)

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員は、前条の規定は適用しない。

- (1) 施行日の前日において旧規程第10条第1項に該当していた職員であって、旧規程第10条の規定を適用するとしたならば、同条第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 前項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

(住居手当に関する経過措置額の算出基礎となる家賃月額に変更があった場合の取扱い)

第4条 第2条の旧手当額は、旧規程により支給されていた住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧規程第10条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が、当該変更前に支給されていた第2条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合  
旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合  
変更後の家賃の月額

附 則（令和2年度九大就規第8号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月4日（以下「適用日」

という。) から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程別表4に掲げる特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当(②及び③の勤務の内容に係るものに限る。)については、適用日から当分の間、支給する。

附 則 (令和2年度九大就規第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

(一時金支給の適用規定)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程第2条第3項の規定は、令和3年1月1日以降に一時金の支給の対象となる業務に従事した者から適用する。

附 則 (令和2年度九大就規第46号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大就規第28号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第8号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(別府病院支援配置手当の経過措置)

第2条 第12条の4の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に別府病院において採用された者についても適用する。この場合において、同条第3項中「別府病院における採用の日から」とあるのは「令和5年4月1日から別府病院における採用の日以後」と、「当該採用の日から」とあるのは、「令和5年4月1日から当該採用の日以後」と読み替えるものとする。

附 則 (令和5年度九大就規第9号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第9条第1項第1号関係）

号	日 給
	円
1	11,200
2	12,000
3	12,800
4	13,600
5	14,400
6	16,000
7	16,800
8	17,600
9	18,400
10	19,200
11	20,000
12	20,800
13	21,600
14	22,400
15	23,200
16	24,000
17	24,800
18	25,600
19	26,400
20	27,200
21	28,000
22	28,800
23	29,600
24	30,400
25	31,200
26	32,000
27	34,400
28	36,800
29	39,200
30	40,800
31	41,600
32	44,000
33	46,400
34	50,400
35	51,200
36	55,200
37	60,000

備考 この表は、学術研究員、特別教員及び医師不足分野等教育指導者の研究歴、学歴、

経験年数、従事する研究内容等に応じて適用する。

別表2（第9条第1項第2号関係）

号	日 給
	円
1	8,800
2	9,600
3	10,400
4	11,200
5	12,000
6	12,800
7	13,600
8	14,400
9	15,200
10	16,000
11	16,800
12	17,600
13	18,400
14	19,200
15	20,000

備考 この表は、テクニカルスタッフの研究歴、学歴、経験年数、従事する研究支援業務の内容等に応じて適用する。

別表3（第9条第1項第3号関係）

区 分	日 給
	円
研修医	10,286

別表4（第9条第2項関係）

医員基本年俸表

医師免許又は歯科医師免許取得後の年数	号	基本年俸	基本給月額(参考)
		円	円
5年未満	1	3,126,000	260,500
5年以上10年未満	2	3,366,000	280,500
10年以上	3	3,486,000	290,500

備考 医師免許及び歯科医師免許のいずれも有する医員の医師免許又は歯科医師免許取得後の年数については、その者が職務を遂行する上で必要不可欠である免許を取得後の年数とする。



別表5 特殊勤務手当一覧表(第12条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額	支給単位	
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する有期契約職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円	1日	
	② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③ 施設部に所属する有期契約職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④ ③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	有期契約職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円	1日	
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する有期契約職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円	1日	
死体処理手当	① 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている有期契約職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円	1日	
	② 有期契約職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている有期契約職員(診療業務に従事する者を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円	1日	
放射線取扱手当	① 有期契約職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円	1日	
	② 有期契約職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該有期契約職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)			
異常圧力内作業手当	① 有期契約職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間
		気圧0.3メガパスカルまで	560円	
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円	
	② 有期契約職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円	
		潜水深度30メートルまで	780円	
		潜水深度30メートル超	1,500円	

山上等作業手当	① 有期契約職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。	410円	1日			
	② 有期契約職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	260円				
夜間看護等手当	有期契約職員が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回		
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円			
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円			
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円			
		上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。				1回
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円			
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円			
通勤距離が片道10km以上	1,140円					
待機手当	病院別府病院で勤務する有期契約職員(医療職基本給表を適用して日給を決定された者に限る。)が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回		
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円			
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する有期契約職員(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回		
手術部看護手当	九州大学病院で勤務する有期契約職員(医療職基本給表(二)を適用して日給を決定された者に限る。)が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月		

- 備考1 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。  
高所作業手当、爆発物取扱等作業手当及び種雄牛馬取扱手当
- 備考2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手術部において勤務しないこととなるときは、その月の手術部看護手当は、支給しない。